

国民年金のお知らせ

扶養親族等申告書の提出について

老齢年金は雑所得として、所得税の課税対象となります。所得税の課税対象となる方が各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

提出が必要となる方には9月中旬より順次発送されておりますので、ご記入の上ご提出いただきますようお願いいたします。

※ 障害年金、遺族年金は課税対象外となります。

1 どのような人に送られるの？

次の両方に該当する方へ送付されています。

- ① 老齢又は退職を支給事由とする年金を受けている方
- ② 受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上の方（退職共済年金受給者であって、老齢基礎年金が支給されている場合は、退職共済年金の年金額が80万円以上の方）

2 提出しないとどうなるの？

年金にかかる所得税の計算は、提出された「扶養親族等申告書」に基づいて行われます。提出されないと各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。「昨年から変更がない」「扶養親族がない」「期限を過ぎてしまった」という方も、必ずご提出ください。

3 扶養親族等申告書が届いたらどうすれば良いの？

扶養親族等申告書の書き方が同封されていますのでよくお読みになり、記入後、同封の返信用封筒にて返送してください。

「年金生活者支援給付金」の手続きはお済ですか？

10月1日（火）より始まっている「年金生活者支援給付金」の手続きはお済ですか？

支給要件を満たしている方には、9月に日本年金機構からはがきを送付されていますので、手続きを行っていない方は、至急行うようお願いいたします。

12月27日（金）年金機構必着分は令和元年10月分より支給されますが、12月28日（土）以降の受付は翌月からの支給となりますのでご注意ください。

年金相談のご案内

12月5日（木）に役場において年金相談を開設します。

函館年金事務所の職員が来庁し、年金に関するお悩みや相談について聞いてもらうことができます。ぜひこの機会にご利用ください。

※ 予約制のため、予約をしていない方は相談できませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)